

「みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別記のとおりとする。

(使用の申込み)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク使用申込書（別記第1号様式）に記入の上、実行委員会に提出し、その許諾を得るものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、実行委員会の許諾を要しない。

(1) 青森市・青森商工会議所・NPO法人あおもりみなとクラブが使用するとき。

(2) 青森市・青森商工会議所・NPO法人あおもりみなとクラブに事務局を置く団体が使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(使用期間)

第4条 ロゴマークの使用期間は、原則として令和9年3月31日までとする。なお、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 実行委員会は、必要に応じて、使用期間を修正することができる。この場合において修正した期間は、許諾通知書に記載して通知する。

(使用の許諾)

第5条 実行委員会は、第2条第1項又は前条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

(1) 実行委員会構成の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (4) ロゴマークをみなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマークガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。
 - (5) イメージを損なうおそれのあるとき。
 - (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
 - (7) その他、実行委員会が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 2 実行委員会は、ロゴマークの使用を許諾するときは、みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク使用許諾通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 3 実行委員会は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。
 - 4 実行委員会は、使用を許諾しないときは、みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

（許諾内容の変更の申込み）

- 第6条 許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク使用内容変更申込書（別記第4号様式）を実行委員会に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 実行委員会は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク使用内容変更許諾通知書（別記第5号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 3 実行委員会は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書（別記第6号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 4 第5条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用禁止及び許諾の解除）

- 第7条 実行委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。
- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
 - (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 実行委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。
- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

- 3 実行委員会は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。
- 4 実行委員会は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用权は、これを譲渡、又は転貸しないこと。
- （3）みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- （4）実行委員会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- （5）許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （6）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに実行委員会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と実行委員会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（責任の制限）

第9条 使用者が、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、実行委員会は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は、別に実行委員会が定める。

- 2 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、青森市ホームページ等で告知する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和6年4月9日から施行する。

第1号様式（第2条第1項）

みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマーク使用申込書

年 月 日

みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会 宛

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

みなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象 企画・物品	※商品名等
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格・金額等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

<連絡先>

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

<添付書類>

- 1 使用イメージがわかるもの
- 2 申請団体概要
- 3 その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の1（1）から（7）までの禁止事項のいずれかに該当すると認められた場合又は次の2（1）から（7）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

1 禁止事項

- （1）実行委員会構成団体の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあること。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあること。
- （3）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであること、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあること。
- （4）ロゴマークをみなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマークガイドラインに従って使用しないおそれのあること。
- （5）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあること。
- （6）その他、実行委員会が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めること。

2 遵守事項

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）別添のみなとまち・あおもり誕生400年記念ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- （4）実行委員会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- （5）許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （6）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに実行委員会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と実行委員会が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。